

## 令和5年度第1回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和5年8月3日(木)  
午後1時25分～午後2時45分  
場所 鈴鹿市役所10階 入札室

出席者

- 鈴鹿市入札監視委員 5名  
酒井委員, 長屋委員, 中森委員, 古市委員, 山田委員
- 入札監視委員会事務局 9名  
総務部長, 総務部次長, 契約検査課(課長, 契約GL, グループ員2名)  
上下水道局次長, 経営企画課(総務GL, グループ員)

### 【開会】

- 契約検査課長挨拶
- 総務部長挨拶
- 事務局自己紹介
- 会長挨拶

【議事】(発言者: □委員, ○事務局)

### 1 令和4年度制度改正について (建設工事格付及び発注基準の見直し)

資料に基づき事務局から説明

### 【質疑】

- 土木の格付においてA1とA2に分けた場合, 業者数ほどのような比率になる見込みなのか。
- 今年度の状況でのシミュレーションによると, Aランクの総数25者のうち13者と12者に分かると見込んでいる。
- 発注基準の見直しにおいてJVでの発注基準を2億円から3億円に引き上げるとのことだが, 工事实績が無い業者に実績を積みせるといのがJVでの発注の本来の趣旨だったかと思う。基準を引き上げることによってその趣旨の弊害にはならないのか。
- 2億円という基準を決めてから年数が経過しており, 当時と比べて工事費自体も上がっている。現時点での市内事業者の施工能力等から判断すると, 基準として単独で受注できる金額を引き上げたいと考えている。確かにJVには実績を積むという意味合いもあるので, 国や県の工事を受注し, 3億円以上のJVの案件で下位の業者を引っ張って行ってほしいと考えている。
- A1とA2に分ける背景として, これまでの制度では入札事務を行う際の不都合や, 業者からの意見があったのか。
- A1とA2に分けたとしても, 2,000万円から1億5,000万円まではA1とA2の両方が参加できるので, 現行制度と変わらない。1億5,000万円から3億円までの工事についてはA1の業者のみ参加できることになるので参加可能業者数は減少する見込みだが, 大きな工事の実績を積んで国や県の工事を受注してほしいと考えている。入札事務については1億5,000万円まで

は今年度の A ランク業者が対象の入札事務と変わらないので複雑になることはないと考えている。

## 2 令和4年度入札結果について

資料に基づき事務局から説明

### 【質疑】

- 昨年度最低制限価格を引き上げたが、この統計における最低制限比率にはまだそれが反映されていないのか。
- 令和4年度の途中から上限を引き上げたということもあるのと、引き上げたとしても計算によっては上限である予定価格の92%まで達しないものもある。それによりあまり反映されていないと考えられる。
- 舗装の C ランクの入札件数が0となっているが、この価格帯の工事が無いということなのか。
- 結果的にはあるがこの価格帯の舗装工事が無かったということになる。舗装工事の場合、舗装する道路の路線数や面積が価格に影響するので、C ランクの価格帯の工事となるとかなり狭い範囲の工事となり、そのような工事の発注が無かったと思われる。近年の傾向として発注が無いということではない。
- 電子入札での応札の割合は大体どのぐらいなのか。もしほぼ100%ということなら郵便入札の制度は廃止すべきなのではないか。
- 工事業者に関しては電子入札に必要な IC カードの普及が非常に速く進んでおり、早い段階から90%以上の事業者が電子入札システムを利用して入札に参加しているが、IC カード未取得の事業者が若干いて、その事業者は郵便入札で参加するためまだ廃止は出来ない。

## 3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

### 【質疑】

・市長部局

#### 天名複合施設建築工事（建築一式工事／一般競争入札）

- 本件はなぜ総合評価落札方式ではないのか。
- 現在、鈴鹿市の総合評価落札方式は試行となっており、対象工種を土木一式工事と舗装工事としている。本件は建築一式工事であるので、総合評価落札方式を採用していない。将来的には工種を拡大したいと考えている。
- 本件は2億円を超えているがJVでの発注ではないのか。
- 土木一式工事については2億円以上が対象となるが、建築一式工事については3億円以上を対象としている。

#### AGF 鈴鹿陸上競技場改修工事（舗装工事／一般競争入札）

- 技術提案型ではなく工事成績評価型を採用したのは、技術提案をする余地が無かったということか。
- 過去に類似の発注実績があり、工事成績評価型でも十分評価できると判断した。
- 低入札価格調査において、低価格で入札した理由として安全管理費などが大幅に軽減できる現

場状況であるとあったが、設計の段階でこのような状況であることは反映されないのか。

- 現場管理費の積算上の比率が決まっており、どの工事でも統一されたものである。道路工事等で新たにフェンスを設置しなければいけないなどの場合は追加で積算することもあるが、本件は既にフェンスが設置されており、そのような状況でもないため、入札額としては低価格になっている。
- 低入札価格調査後、最終的な落札決定が10月27日となっているが、3月20日の工期に間に合ったのか。
- 降雪もありギリギリではあったが、落札業者が施工実績のある業者ということもあり、間に合った。

#### 東玉垣 335 号線外街路樹管理委託（その他造園工事／指名競争入札）

- 指名理由に「地域性を重視」とあるが、地域の業者からこの10者を選定した理由は何か。
- 街路樹の年間管理の業務委託が年間7件あり、それぞれ10者指名している。当時の入札参加資格者名簿の造園部門に登録のある44者のうち、主に造園業を営んでいる15者を中心に7件の現場から近い業者を選定している。
- 本件は年間の管理委託ということだが、5月に発注して1年間管理を委託するのか。
- 年間の管理委託は低木の剪定・植樹の除草を6月から7月に1回、9月から10月に1回、中高木については11月から1月頃にかけて1回委託をしている。年中行っているわけではない。
- 完成の検査は行っていないということか。作業の都度確認しているのか。
- 担当者が段階確認として各工程の都度確認をし、完成検査として竣工時に行っている。

#### ・上下水道局

#### 住吉南玉垣配水本管布設工事 9-2 工区（土木一式工事／一般競争入札）

- 本件の落札価格と失格基準価格が同額だが、大きな増額の変更契約の要求は無かったのか。
- 最終的に700万円程度増額の変更契約を行ったが、開削工事に係る残土処分先が遠い、埋め戻しに発生土を使用する予定だったが水分が多く、材料変更が必要になったことが主な要因である。
- その要因は入札段階では想定できない部分ということか。
- 実際に着手しないと分からない部分である。
- 本件を電子入札で行わなかったのは上下水道局ではまだ適用が無かったからということか。
- 上下水道局では令和4年6月以降に公告する案件を電子入札で行っているが、本件は6月より前に公告しているので電子入札では行っていない。
- 推進工事が可能な業者は本件に参加した4者以外にもいるのか。
- 10者程度いる。

#### 池田第2準幹線外下水管布設工事（土木一式工事／一般競争入札）

- 本件は一抜け方式対象案件とあるが、同じような業者が同日に他の入札案件へ参加したのか。同日にどのような入札があり、どのような業者が参加したのか。

- 野町準幹線外下水管布設工事の入札を行ったが、参加業者は把握していない。
- 施工場所が異なるということか。
- 施工場所が異なるだけである。

#### 鈴鹿市第1期地区維持管理適正化計画策定業務委託（土木関係コンサルタント／随意契約）

- 当該団体に委託するのが効率的だと思われるが、他に委託できる業者は全くいないのか。
- 当団体は農業集落排水計画設計士を県内で唯一有しており、県内の他自治体も当団体に委託している。また、鈴鹿市においては過年度から機能診断調査、最適化構想策定を当団体に委託していることから、効率的に進めるには当団体に委託するしかない。
- 本件で策定した計画に基づいて工事の発注を行うのか。行うなら一般競争入札等で業者に発注するのか。
- 計画策定後、実施設計を行い、工事を発注する。工事については当団体ではなく一般競争入札で発注する。

#### 4 その他

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば2月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を古市委員に依頼。

##### 【その他質疑】

- 審議対象案件が約1年前のものだが、入札執行から審議まで相当日数が経過していると感じる。審議対象案件をもっと時期に近いものから選べないのか。
- 特に金額の高いものが該当してくるが、入札執行から審議までの期間が短いと案件によっては工期が長く審議の時点で工事が終了していないものが発生する。入札自体は終了しているので審議は可能だが、今回質問いただいたような変更契約等の入札後に関する質問には回答できなくなる可能性がある。抽出いただく案件は金額が高く工期が長い案件が多い傾向にあるので、よりその可能性が高くなる。
- 県内において、審議日の2・3か月前までの案件を審議している自治体があるので検討されたい。
- 他市の状況も見ながら検討する。

##### 【閉会】

- 会長挨拶

以上